

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和35年の40,383人をピークとし、昭和60年頃から年少人口と生産年齢人口の減少が始まり、平成初期以降には、明らかな総人口の減少傾向が現れ、令和7年2月末の総人口は、27,443人となっている。

世代ごとの人口割合については、年少人口(8.46%)と生産年齢人口(50.67%)の割合は減少を続け、65歳以上の人口(40.87%)の割合は高い状況にある。出生率、若年層の転出割合を考慮すると、この傾向は今後も続き、人口減少は更に加速するものと見込まれる。

本市の産業は、農林水産業や製造業、サービス業など、幅広い業種が集積しているが、中小企業等では少子高齢化及び都市部への人口流出に伴う人手不足が深刻であることに加え、就業者のワークライフバランスを重視した労働環境整備が求められるなど、中小企業等の経営を取り巻く情勢は複雑化していくことが予想され、現状のまま放置すれば、市内経済の発展と働きやすい労働環境整備の両立が困難となり、産業基盤が脆弱化するおそれがある。

本市の主要産業の動向について、農林水産業では、水稻と果樹を主体とした複合経営や果樹単一経営が中心となっているが、農産物価格の低迷、原材料費の高騰および気象災害の多発等により農業経営は圧迫されており、本市における基幹的農業従事者数は、2000年から2020年までの20年間で半減している。今後もこの傾向は続くと考えられ、持続的な農業の実現のためには、第8次上山市振興計画(以下、「市振興計画」)に基づき、基盤整備や機械補助等により農業生産基盤の向上を図るとともに、気候変動等に対応した高品質な農産物を生産し、農業経営の安定化や収益性の向上を図るほか、農業の魅力を高めることにより、多様な担い手を確保していく必要がある。

製造業については、金属加工、化学、食料品など、多種多様な分野の企業がバランスよく立地しており、各企業が高い技術力と品質により成長を続けてきた。これまでも産学官連携による技術課題の解決や新製品の開発・販路拡大に対する支援、企業誘致による市内経済の活性化を図るなど、本市工業の成長を推進してきたが、社員の高齢化による技術継承問題、生産年齢人口の減少による人材不足、不安定な社会情勢に起因する物価高騰等の影響により先行きが見通せない経済状況となっているなど、厳しい経営が強いられている。そのため、市振興計画に基づき、各企業が持つ「強み」を活かした新製品の開発や、省力化設備導入による生産性向上等に取り組み、製造品出荷額の増加を目指していくとともに、企業の成長に欠かせない人材の育成・定着を推進していく必要がある。

また、サービス業(宿泊・サービス業)においては、本県有数の温泉旅館街として、多くの観光客から利用されていたが、コロナ禍等による宿泊者数の減少はもと

より、観光事業者における働き手不足、後継者不在などもあり、現在、本市観光産業は大きな転換期を迎えている。また世界的には、環境、社会文化、経済、ジェンダーレスに配慮した持続可能かつ発展性のある観光振興が求められている。市振興計画に基づき、データに基づく戦略の展開、とりわけインバウンド（訪日外国人旅行者）を中心に、特徴的な地域や豊富な地域資源を結び付けた価値の高いサービスの提供により、域内消費の拡大や滞在時間の延長につなげ、魅力あふれる観光地域を創っていく必要がある。

このことから、現在の状況下で各産業が抱える課題を解決し、既存の労働力を将来の産業発展に資する業務に担わせるためには、中小企業の人手不足に対応するより生産性の高い設備の導入を促すことが必要である。

生産性の高い設備を導入することにより、農林水産業では、省力化、低コスト化及び標準化により、6次産業化や農産物のブランド化の推進、新規就農の促進が図られる。製造業においては、生産効率の向上により、既存取引先の受注増への対応、取引先の多角化や高付加価値化に人員を充てることが可能となる。サービス業では、バックヤード作業の省力化や管理業務における AI 導入により、労働力が確保できない中でも、既存の人材をインバウンドに対応できるよう育成することや、顧客満足度の高いサービスの提供が可能となる。

（２）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の将来都市像「つながりつなげる いろどりのまち かみのやま」の実現に向け、市内中小企業等の経営の安定化や取引の拡大等を図りつつ、就業者がそれぞれの希望に従い、能力を十分に発揮することができる環境整備を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が雇用の創出や交流人口の拡大等を生み出しており、本市経済発展に大きく寄与している。

したがって、これまで以上に本市経済を発展させていくために、多種多様な業種の生産性向上に結びつく設備投資を後押しする観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、平地から中山間地まで広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現するためにも、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

農林水産業、製造業、サービス業といった産業の多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、いずれの産業も今後とも本市が発展していく上で、重要な役割を担うことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化や新商品の開発、業務効率化等、多様であることから、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。